

令和5年度 第1期 論文式民法試験問題

受験上の注意事項

- 1 監督者の指示がある前に、この問題を開くことを禁止します。
- 2 試験開始の合図により、解答を始めてください。この試験では、六法を貸与し、その使用を許可します。
- 3 試験開始の合図の後、印刷不鮮明等に気付いた場合は、黙って手を挙げ、監督者に申し出てください。
- 4 解答は、答案用紙に黒インクのペン又はボールペンにより書いてください。
消せるボールペンや時間の経過により字が消えるボールペンは使用しないでください。また、鉛筆は不可です。
- 5 試験時間は60分です。
試験開始後20分以内及び試験終了前5分間は、答案の提出及び試験室からの退出はできません。それ以外の時間に退出（途中退出）する場合には、黙って手を挙げ、自席で答案及び問題を監督者に渡してから退出してください。
- 6 この問題は、試験終了後、持ち帰ることができます。
- 7 次のもの以外は机上に置かないでください。
受験票、筆記具、時計（計算機能等のないものに限る。）、眼鏡。
受験票は、氏名、受験番号が記載されている面を表にして、監督者が見やすい位置に置いてください。なお、上記以外のものについては、監督者の許可を得てください。
- 8 問題検討のためのラインマーカー及び色鉛筆の使用は、問題用紙に限り認めます。
- 9 携帯電話等は、必ず電源を切って鞆等にしまってください。
- 10 試験室内では、耳栓の使用はできません。
- 11 試験時間中の発病等やむを得ない場合には、黙って手を挙げ、監督者の指示に従ってください。
- 12 試験時間中の喫煙や飲食（ガム等を含む。）は、禁止します。
- 13 試験終了の合図とともに、直ちに筆記具を置き、監督者の指示を待ってください。
- 14 不正の手段によって試験を受け、又は受けようとした者に対しては、試験を停止し、合格の決定を取り消すことがあります。

〔民 法〕

後記の〔設問１〕及び〔設問２〕に答えなさい。各設問は独立したものとする。

〔設問１〕（30点）

Yは、Xに無断でXの所有する土地（以下「甲土地」という。）上に建物（以下「乙建物」という。）を建てた（乙建物は未登記である。）。この場合、XはYに対して、乙建物を収去して甲土地の明渡しを請求することができるかについて、理由を付して解答しなさい。

〔設問２〕（70点）

Yは、Xに無断で、Xの所有する土地（以下「甲土地」という。）上に建物（以下「乙建物」という。）を建て、Y名義の所有権保存登記をした。

以下の(1)及び(2)の小問について、それぞれ理由を付して解答しなさい。各小問は独立したものとする。

- (1) YはZの知らないうちに、乙建物の登記名義をYからZに移転した。この場合、XはZに対して、乙建物を収去して甲土地の明渡しを請求することができるか。
- (2) Yは乙建物をZに売却したが、YからZへの乙建物の登記名義の移転は未了であった。この場合、XはYに対して、乙建物を収去して甲土地の明渡しを請求することができるか。

